

代議員会運営規則

公益社団法人日本バイアスロン連盟

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、定款第22条の規定に基づき、公益社団法人日本バイアスロン連盟（以下「この法人」という。）の代議員会の議事の方法に関する事項について定め、それによって代議員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(遵守義務)

第2条 議決権を行使し得る代議員その他代議員会出席者は、法令及び定款並びにこの規則を遵守しなければならない。

第2章 代議員等の出席

(代議員本人の出席)

第3条 代議員会に出席しようとする代議員は、受付において、あらかじめ送付を受けた書類の提示などにより、その資格を明らかにしなければならない。

(代議員代理人の出席)

第4条 代議員の代理人として出席しようとする者は、受付において、代理権を証明する書面の提出などにより、その資格を明らかにしなければならない。

(代議員以外の者の出席)

第5条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、代議員会に出席しなければならない。
2 この法人の職員及び弁護士等は、理事、監事を補助するため、議長の許可を受けて代議員会に出席することができる。

第3章 議 長

(資格)

第6条 代議員会の議長となる者は、定款第16条の規定の定めによる。

(権限)

第7条 議長は、代議員会の秩序を維持し、議事を整理するため必要な措置をとることができる。
2 議長は、その命令に従わない者その他当該代議員会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(議長不信任動議の審議)

第8条 議長は、当該議長の不信任の動議の審議に当たっても職務を行うことができる。

第4章 議 事

第1節 開会

(開会の宣言)

第9条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は、代議員の出席の状況を確認の上、議場に開会を宣言しなければならない。

(開会時刻の繰下げ)

第10条 議長は、代議員の出席が定足数に満たないとき、その他代議員会を開会するにつき重大な支障があると認められるときは、代議員会の開会時刻を繰り下げることができる。この場合、既に入

場している代議員に対し、遅滞なく繰り下げられた開会時刻を報告しなければならない。

(出席状況の報告)

第11条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、代議員会の代議員の出席の状況を会場に報告しなければならない。

2 前項の報告は、この法人の事務局職員をして行わせることができる。

第2節 議題の審議

(議題の審議順序)

第12条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、議場に理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事等の報告・説明)

第13条 議長は、議題を付議した後、理事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第43条の規定による代議員提案にかかる場合にあっては、議長は、当該代議員に議案の説明を、理事又は監事に対しては上記提案に対する意見を求めるものとする。

第3節 代議員の発言

(発言の許可)

第14条 代議員は、議長の許可を受けてから発言しなければならない。

2 代議員の発言の順序は、議長が決定する。

(発言の内容及び時間の制限)

第15条 代議員は、簡潔明瞭に発言しなければならない。

2 議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、代議員の発言時間を制限することができる。

(発言の制限)

第16条 議長は、次の発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

- (1) 議長の指示に従わない発言
- (2) 議題に関係しない発言
- (3) 冗長にわたる発言
- (4) 重複する発言
- (5) 代議員会の品位を汚す発言
- (6) 他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言
- (7) その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言

(発言の時機)

第17条 代議員は、議題に関する事項の報告又は議案についての説明終了後でなければ、当該議題又は議案に関し発言することができない。

第4節 質問

(説明義務者)

第18条 代議員の理事に対する質問の説明は、理事長又はその指名した理事が行う。

2 代議員の監事に対する質問の説明は、各監事が行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。

3 理事は、議長の許可を受けた上で補助者に説明をさせることができる。

(一括説明)

第19条 理事又は監事は、代議員の質問に対して一括して説明をすることができる。

(説明の拒絶)

第20条 理事又は監事は、質問が次の理由に当たるときは、説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が代議員会の目的事項に関しないものである場合
- (2) 説明をすることにより代議員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 説明することによりこの法人その他の者（当該代議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- (4) 説明をするために調査をすることが必要である場合
- (5) 質問が重複する場合
- (6) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

第5節 動議

(修正動議)

第21条 代議員は、付議された議案につき修正の動議を提出することができる。

2 前項の場合、議長は、議場に修正動議の採否を諮らなければならない。ただし、これを省略して直ちにその動議を審議に付することができる。

3 議長は、修正動議を原案と一括して審議することができる。

(議事進行等に関する動議)

第22条 代議員は、代議員会の運営又は議事進行に関して、動議を提出することができる。

2 前項の動議については、議長は、他の議案の審議に先立って、採決しなければならない。

(動議の却下)

第23条 議長は、動議が次の事由に当たるときは、直ちに却下することができる。

- (1) 当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、又は審議を終了したとき。
- (2) 既に同一の内容の動議が否決されているとき。
- (3) 代議員会の議事を妨害する手段として提出されたとき。
- (4) 不適法又は権利の濫用に当たるとき。
- (5) その他合理的理由のないことが明らかとなるとき。

第6節 休憩

(休憩)

第24条 議長は、議事の進行上必要と認めるときは、休憩を宣言することができる。

第7節 審議の終了・採決

(質疑・討論の打ち切り)

第25条 議長は、議案について質疑及び討論が尽されたと認めたときは、質問若しくは意見を述べよ

うとする代議員などがある場合でも、これを打ち切って審議を終了させ採決することができる。

(採決)

第26条 議長は、採決を各議案ごとにしなければならない。この場合、理事又は監事の選任議案を採決するに際しては、各候補者ごとに採決するものとする。理事又は監事の候補者の合計数が定款第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。ただし、一括して審議した議案については、これを一括して採決することができる。

(採決の順序)

第27条 原案に対し修正案が提出された場合は、原案に先立ち修正案の採決を行い、複数の修正案が提出された場合は、原案に遠いものから順次採決する。

(出席代議員の範囲)

第28条 代議員会の決議については、出席した代議員本人及び代理人を出席させた代議員並びに議決権行使書面を開催日の前日までにこの法人に提出した代議員の各議決権の数を出席した代議員の議決権の数に算入する。

2 前項において、議決権行使書面を提出した代議員の議決権の数を出席した代議員の議決権の数に算入するのは、招集通知に記載された議題及びその修正案の決議に限るものとする。

(修正案に対する議決権行使書面の取扱い)

第29条 修正案の採決については、原案に賛成の旨が記載された議決権行使書面は修正案に反対として、原案に反対又は棄権の旨が記載された議決権行使書面は修正案の採決につき棄権としてそれぞれ取り扱うものとする。

(採決の方法)

第30条 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(採決の結果の宣言)

第31条 議長は、採決が終了したときは、その結果を代議員会に宣言しなければならない。

第8節 終了

(延期又は続行)

第32条 代議員会を延期又は続行する場合は、代議員会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。

3 前項ただし書きの場合、議長は決定した日時及び場所を代議員会に出席した代議員に通知する。

4 延会又は継続会の日は、最初の代議員会の日より2週間以内に定めなければならない。

(閉会)

第33条 議長は、すべての議事を終了したとき、又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第34条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した代議員のうちから選出された議事録署名人1名は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

(欠席者に対する報告)

第35条 議長は、代議員会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した代議員に対し、適宜な方法により報告しなければならない。

(補則)

第36条 この規則の実施に関し必要な事項は、代表理事（会長）が別に定める。

附 則

この規則は、この法人の設立した日（平成23年3月30日）から施行する。

附 則

この規則は、令和6年2月16日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年6月23日から施行する。

附 則

この定款は、令和7年6月20日から施行する。